

社会福祉法人ささの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささの会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 当法人全理事の報酬総額は、年間250万円以内とする。
- (3) 当法人全監事の報酬総額は、年間120万円以内とする。
- (4) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (5) 役員等の業務において、理事長が宿泊の必要を認めた場合は、旅費規程に基づき、宿泊費を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、毎月1日から起算し当月末日で締切り、翌月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、繰り上げて前日に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年3月31日より施行する。

この規程は、平成29年6月28日より施行する。

この規程は、平成30年2月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 会議等への出席

	日 額
理事会等会議への出席	12,000 円
評議員会等会議への出席	12,000 円

(2) 上記(1)の他、法人及び施設業務のための出勤

	日 額
理事長業務報酬等	17,000 円
理事・監事及び評議員業務報酬等	12,000 円
監事監査指導報酬等	32,000 円

注1) (1)及び(2)の業務を同日に重複して行なう場合は、(2)の報酬のみを支給する。

注2) 交通費は、別途実費を支給する。